函館出張所 千歳苫小牧出張所 仙台空港出張所 水戸出張所 高崎出張所 新潟出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 岡山出張所 広島空港出張所 下関出張所 北九州出張所 博多港出張所 長崎出張所 対馬出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所 那覇空港出張所	当該出張所の職員で地方入国管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務）
［略］	［略］	［略］
福岡空港出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務
［略］	［略］	［略］
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理に関することを除く。） 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第十八号及び第十九号に掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務

千歳苫小牧出張所 仙台空港出張所 水戸出張所 新潟出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 岡山出張所 広島空港出張所 下関出張所 博多港出張所 長崎出張所 対馬出張所 鹿児島出張所 那覇空港出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十五号から第十七号までに掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］
福岡空港出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十五号から第十七号までに掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理に関することを除く。） 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第十八号及び第十九号に掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十五号から第十七号までに掲げる事務